2　法第三十条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

3　法第三十条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

第三十八条　法第三十条第三項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件について広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一　法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二・三　［略］

（包括支払可能見込額の調査等）

第三十九条　法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　預貯金（利用者（個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第三節及び別表第二において同じ。）の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

三・四　［略］

五　前各号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断することができるもの

第四十条　法第三十条の二第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときは、次項から第六項までに定めるところによる。

2　前条第一号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合（主として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の収入により生計を維持している者（以下「特定配偶者」という。）以外の者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。

［削る］

［削る］

2　法第三十条第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

3　法第三十条第二項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

第三十八条　法第三十条第三項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件について広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一　法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項について、それぞれ第三十六条第一項第一号又は第三十七条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二・三　［略］

（包括支払可能見込額の調査等）

第三十九条　法第三十条の二第一項本文の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　預貯金

三・四　［略］

五　前各号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であつて客観的に判断することができるもの

第四十条　法第三十条の二第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者（個人である利用者に限る。以下この条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第三節及び別表第二において同じ。）に交付し又は付与しようとするときは、次項から第六項までに定めるところによる。

2　前条第一号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける年収の申告（申告を受けることができない場合にあつては、当該利用者から申告を受けた年齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推定）によらなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を次に掲げる者に交付し又は付与しようとする場合（第二号に掲げる者に交付し又は付与しようとするときは、第三号に掲げる者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により同号に規定する親族の同意を得たとき、第三号に掲げる者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該者の配偶者の同意を得たときに限る。）には、次の各号に定めるところによることができる。

一　主として配偶者の収入により生計を維持している者であつて、年収が百三万円以下であるもの（以下「特定配偶者」という。）　当該特定配偶者から受けるその配偶者の年収の申告（申告を受けることができない場合にあつては、当該特定配偶者から申告を受けたその配偶者の年齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推定）により、当該特定配偶者及びその配偶者の年収を合算して算定すること。

二　二親等内の親族（配偶者を除く。以下この条、第四十五条及び第七十二条において同じ。）の収入により生計を維持している者　当該親族から受ける当該親族の年収の申告（申告を受けることができない場合にあつては、当該親族から申告を受けた当該親族の年齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推定）により、当該者及び当該親族の年収を合算して算定すること。